

相手はおとなでも、友だちでも、同じこと。
みんな同じ人間だから。

じぶんの気持ちや考えも、
ほかのひとの気持ちや考えも、どちらも大切。
たがいにそう思いあうことで、けんりを守り合う
ことになるんだ。

それはあたりまえのことなんだ。
じぶんのことを大切にしていたんだ。
安心して生きるために、

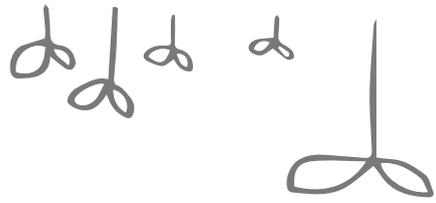
けんりは、
ひとりひとりが安心して生きるためにある。

みんな、生まれたときからけんりを
持っている。

じぶんが休みたい時は休んでいい。
安心してできる休み方で過ごしていい。

ひとりひとり違うのはあたりまえのこと。
とくいなことにながなこと、
好きなこときらいなことが
だれかと違っていいんだ。
だれかとじぶんをくらべなくていい。

成績、見た目、学校に行く・行かないなどで、
人とちがう嫌なあつかいをされない。



権利宣言

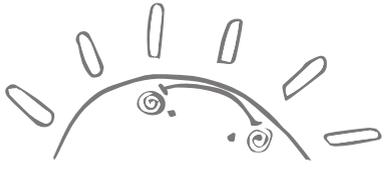
けんりせんげん

子ども

こ

不登校の

ふとうこう



連絡先: メール / futoko-kenri@shure.or.jp
電話 / 03-5993-3135
住所 / 〒114-0021
東京都北区岸町1-9-19 東京シューレ
Facebook / www.facebook.com/futokokenri

発行元: 不登校の子どもの権利宣言を広めるネットワーク
発効日: 2015年7月12日



*学校のことを考えるのが
つらいです
<https://youtu.be/-pFTKkTPZSM>



*学校のことを考えるのが
つらいです
https://youtu.be/_M3RFkaamse

動画を配信しています

学校だけじゃない。
それ以外の場所を選んでいい。
たとえばフリースペース、フリースクール、
家、そのほかの居場所、学び場など。



毎日ぐらしの中にもいろいろな
学びがある。遊びの中にも学びがある。



学校へ行くか行かないかは、
じぶん決めていい。
「子どもは学校にかならず通う」という
決まりはない。

4



5



6



7



8



9



10

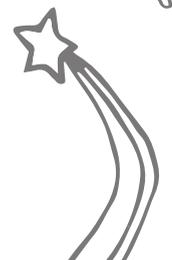


11



12

13



不登校の子どもの権利宣言

前文

私たち子どもはひとりひとり個性を持った人間です。しかし、不登校をしている私たちの多くが、学校に行くことが当たり前という社会の価値観の中で、私たちの悩みや思いを、十分に理解できない人たちが心無い言葉を言われ、傷つけられることを経験しています。不登校の私たちの権利を伝えるため、すべてのおとなたたちに向けて私たちは声をあげます。

おとなたたち、特に保護者や教師は、子どもの声に耳を傾け、私たちの考えや個々の価値観と、子どもの最善の利益を尊重してください。そして共に生きやすい社会をつくっていきませんか。多くの不登校の子どもや、苦しみながら学校に行き続けている子どもが、一人でも自身に合った生き方や学び方を選べる世の中になるように、今日この大会で次のことを宣言します。

一、教育への権利

私たちには、教育への権利がある。学校へ行く・行かないを自身で決める権利がある。義務教育とは、国や保護者が、すべての子どもにも教育を受けられるようにする義務である。子どもが学校に行くことは義務ではない。

二、学ぶ権利

私たちには、学びたいことを自身に合った方法で学ぶ権利がある。学びとは、私たちの意思で知ることであり他者から強制されるものではない。私たちは、生きていく中で多くのことを学んでいる。

三、学び・育ちのあり方を選ぶ権利

私たちには、学校、フリースクール、フリースペース、ホームエデュケーション（家で過ごし・学ぶ）など、どのように学び・育つかを選ぶ権利がある。おとなは、学校に行くことが当たり前だという考えを子どもにも押し付けないでほしい。

四、安心して休む権利

私たちには、安心して休む権利がある。おとなは、学校やそのほかの通うべきとされたところに、本人の気持ちに反して行かせるのではなく、家などの安心できる環境で、ゆっくり過ごすことを保障してほしい。

五、ありのままに生きる権利

私たちは、ひとりひとり違う人間である。おとなは子どもに対して競争に追いつけたり、比較して優劣をつけてはならない。歩む速度や歩む道は自身で決める。

六、差別を受けない権利

不登校、障がい、成績、能力、年齢、性別、性格、容姿、国籍、家庭事情などを理由とする差別をしてはならない。例えばおとなは、不登校の子どもと遊ぶと自分の子どもでも不登校になるという偏見から、子ども同士の関係に制限を付けないでほしい。

七、公的な費用による保障を受ける権利

学校外の学び・育ちを選んだ私たちにも、学校に行っている子どもと同じように公的な費用による保障を受ける権利がある。例えば、フリースクール・フリースペースに所属している、小・中学生と高校生は通学定期券が保障されているが、高校に在籍していない子どもたちには保障されていない。すべての子どもが平等に公的費用を受けられる社会にしてほしい。

八、暴力から守られ安心して育つ権利

私たちには、不登校を理由にした暴力から守られ、安心して育つ権利がある。おとなは、子どもに対し体罰、虐待、暴力的な入所・入院などのあらゆる暴力をしてはならない。

九、プライバシーの権利

おとなは私たちのプライバシーを侵害してはならない。例えば、学校に行くよう説得するために、教師が家に勝手に押しかけてくることや、時間に関係なく何度も電話をかけてくること、親が教師に家での様子を話すこともプライバシーの侵害である。私たち自身に関することは、必ず意見を聞いてほしい。

十、対等な人格として認められる権利

学校や社会、生活の中で子どもの権利が活かされるように、おとなは私たちを対等な人格として認め、いっしょに考えなければならぬ。子どもが自身の考えや気持ちをありのままに伝えることができる関係環境が必要である。

十一、不登校をしている私たちの生き方の権利

おとなは、不登校をしている私たちの生き方を認めてほしい。私たちと向き合うことから不登校を理解してほしい。それなしに、私たちの幸せはうまれない。

十二、他者の権利の尊重

私たちは、他者の権利や自由も尊重します。

十三、子どもの権利を知る権利

私たちには、子どもの権利を知る権利がある。国やおとなは子どもに対し、子どもの権利を知る機会を保障しなければならぬ。子どもの権利が守られているかどうかは、子ども自身が決める。